

# 市民税 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

提出用 2	津山市長 あて 令和〇年〇月〇日提出	給与(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒708-0004 <b>津山市山北520</b> 氏名又は名称 <b>津山市役所</b> (印)	整理番号 ※	人事課 給与係 氏名 <b>津山 花子</b> 電話番号 <b>0868 - 32 - 2015</b>	法人番号又は個人番号(個人事業主の場合) 特別徴収義務者指定番号 <b>12345678</b>
給与所得者	生年月日 対象者の生年月日をご記入ください 個人番号 対象者の個人番号をご記入ください フリガナ <b>ツヤマ タロウ</b> 氏名 <b>津山 太郎</b> 新姓 1月1日現在住所 <b>津山市山北520</b> 異動後住所 前年の給与支払報告の住所と異なる場合、新しい住所を記入してください 電話番号 ( )	(ア) 特別徴収税額 (年税額) <b>76,000</b> 円 (イ) 徴収済税額 6月分から 8月分まで <b>19,300</b> 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9月分から 5月分まで <b>56,700</b> 円	異動年月日 令和2年 8月31日	異動の事由 <input type="checkbox"/> 1 転勤・転職 <input type="checkbox"/> 2 退職(F) <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 休職・育休 <input type="checkbox"/> 5 長欠 <input type="checkbox"/> 6 その他 <input type="checkbox"/> A 2名以下 <input type="checkbox"/> B 他特徴 <input type="checkbox"/> C 少額 <input type="checkbox"/> D 不定期 <input type="checkbox"/> E 専従者 <input type="checkbox"/> G 1年未満	異動後の未徴収税額の徴収方法 <input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付する)
					1月1日以降退職時までの給与(賞与を含む)支払額 <b>3,300,000</b> 円 1月1日以降退職時までの控除社会保険料額 <b>207,900</b> 円

必ずご記入ください。

※退職者についても、給与支払報告書は2月1日の提出期限までに必ずご提出ください。

6月から徴収が済んだ月までの合計を記入してください。徴収済月は必ずご記入ください。

該当する箇所をチェックしてください

◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者(特別徴収義務者)	住所又は所在地 〒〇〇〇-△△△△ <b>津山市山下92</b> 氏名又は名称 <b>株式会社</b> ○○○	新勤務先指定番号 <b>87654321</b> 受給者番号 電話番号 <b>0868-〇〇-x x △〇</b>	左記勤務先へは月割額 <b>6,300</b> 円を <b>9</b> 月分から徴収するよう連絡済みです。 新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)
-------------------	--	--	---

事前に分かる場合のみご記入ください。

次の事業所へ連絡を必ずお願いします。

1. 新しい事業所で、特別徴収可能な場合

2. 未徴収額を一括徴収の場合

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 1 異動の日が6月1日から12月31日までで、本人から申出があったため。 <input type="checkbox"/> 2 異動の日が1月1日から4月30日までで、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定月日 <b>8月31日</b>	一括徴収予定額(上記(ウ)と同額) <b>56,700</b> 円	左記の一括徴収した税額は <b>8</b> 月分 ( <b>9月10日</b> 納期限)で納入します。
---------	--	------------------------	--------------------------------------	---

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人から申出がない場合でも必ず残税額をまとめて徴収してください。

例えば、8月に退職された場合、一括金額として「8月分+9月以降の金額」を徴収していただきますが、ここには「9月以降の金額」を記入してください。

※市処	年度	以降	特洛	一括	転勤	特上	不要
-----	----	----	----	----	----	----	----